

～平成30年度からインセンティブ制度が始まっています～

協会けんぽでは、平成30年度から「インセンティブ（報奨金）制度」を導入していることをご存じでしょうか？
この制度は、協会けんぽ各支部の加入者及び事業主の皆さまの健康づくり等に関する取り組みに応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、それを各支部の「健康保険料率」に反映させる制度です。

▶ 制度概要

- ①制度の財源として、新たに全支部の健康保険料率の中に、**0.01%※**を盛り込みます。
※この0.01%については、令和2年度から令和4年度における3年間で段階的に導入されます。
 - ②各支部の評価指標（下記5項目）の実績に応じて**得点**を付けます。
 - ③評価指標の合計得点上位23支部に、得点に応じた**インセンティブ（報奨金）**を付与して**健康保険料率を引き下げます**。なお、下位24支部はインセンティブが発生しないため、**財源負担のみ発生**します。
- ※各年度の取組結果は2年後の健康保険料率に反映される仕組みとなっております。（令和2年度実績は2年後の令和4年度に反映。）

▶ 北海道支部加入者における取り組み結果（平成30年度）

評価指標	北海道支部	全国1位支部	北海道の順位を上げるためには？	
1  特定健診等の実施率	45.6% (43位)	71.9% (山形)	加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽの健診を毎年必ず受けましょう！ 【加入者ご本人】 → 生活習慣病予防健診 【加入者ご家族】 → 特定健康診査
2  特定保健指導の実施率	9.7% (44位)	32.1% (香川)	該当者	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果で「生活習慣の改善が必要※」と判定された場合は、特定保健指導を受けましょう！ ※腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上 最高血圧130mmHg以上、空腹時血糖100mg/dl以上等
3  特定保健指導対象者の減少率	32.5% (30位)	34.8% (静岡)	該当者	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず特定保健指導を利用し、保健師等の指示に従い、生活習慣の改善に取り組みましょう。 ・特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組みましょう。
4  要治療者の医療機関受診率	9.6% (42位)	16.2% (福井)	該当者	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果で血圧または血糖値の項目で「要治療者（再検査を含む）」の判定を受けた方は、必ず医療機関を受診しましょう。
5  後発医薬品の使用割合	76.6% (11位)	85.4% (沖縄)	加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や薬局でお薬を受け取る際に積極的に「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」を選択しましょう。 <p>※ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。</p>

北海道支部のインセンティブ制度にかかる評価指標の得点を総合的に集計した結果、**総合順位は32位**となり、インセンティブ（報奨金）の付与はされず、健康保険料率の引き下げには繋がりませんでした。なお、今回1位となった佐賀支部は、インセンティブ（報奨金）付与により、令和2年度の健康保険料率が0.04%引き下げになりました。

インセンティブ制度の5つの評価指標のうち、4つが日頃からの健康づくりに関するものです。
すべての加入者、事業主の皆さまが、インセンティブ制度の評価指標についてご理解をいただき、順位を上げる取り組みを積極的に実施いただくことにより、健康寿命の延伸と保険料率の低減に繋がりますので、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。